

集団的自衛権の行使容認について国民への十分な説明を求める意見書

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会は、本年5月15日、内閣総理大臣に対し、これまでの憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認するよう求めた報告書を提出した。

我が国は、集団的自衛権について、「国際法上、集団的自衛権を保有するが、憲法上その行使は許されない」との政府解釈がなされてきたところである。

国民の中には、「戦争を放棄し戦力を保持しないとする憲法第9条に反する」「我が国が直接攻撃されていないにもかかわらずなぜ戦争に加担するのか」等の防衛に対する様々な意見があり、集団的自衛権についての理解が進んでいない状況にある。

しかしながら、我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、我が国と密接な関係にある国が攻撃されるなど、我が国の安全に重大な影響がある場合、我が国の存立のために必要な自衛措置を講ずることが求められている。自国の防衛と同盟国等の防衛に対し協力していくことによって、国際社会の一員として、平和維持に貢献していくべきである。

よって、国においては、我が国の安全保障をより一層強化する集団的自衛権の行使容認について、国民の理解が得られるための十分な説明を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月2日

衆議院議長

参議院議長あて

内閣総理大臣

福島県議会議長 平出孝朗